



令和5年4月1日から

送金手数料がかかります



組合員の皆様から当組合に送金する場合の手数料は、専用の振込依頼書を利用する場合は無料となっていますが、指定金融機関である足利銀行と協議の結果、送金手数料の負担が避けられないこととなりました。このため、令和5年4月1日以降に当組合へ送金する場合は、所定の手数料の負担が必要となります。